

## 私立学校耐震改修事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1 地震の際の建築物の倒壊被害から幼児又は生徒の安全を確保するため、私立学校法(昭和24年法律第270号)第4条の規定により岩手県知事が所轄する私立の幼稚園、高等学校又は特別支援学校を設置している学校法人(以下「設置者」という。)が実施する建築物の耐震補強工事に要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金等交付規則(昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。)及びこの要綱により補助金を交付する。  
(補助金の交付の対象及び補助額等)

第2 補助対象となる建築物(以下「補助対象建築物」という。)は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 県内の私立の幼稚園、高等学校又は特別支援学校の建築物であること。
- (2) 設置者が所有する建築物であること。
- (3) 昭和56年6月1日以前に建築された建物であること。

(4) 幼稚園にあつては私立学校施設整備費補助金(私立幼稚園施設整備費)交付要綱(平成11年4月1日文部大臣裁定)(以下「国幼稚園施設整備費補助要綱」という。)

第3条第1項第4号のうち耐震補強工事の、高等学校又は特別支援学校にあつては私立学校施設整備費補助金(私立学校教育研究装置等施設整備費(私立高等学校等施設高機能化整備費))交付要綱(平成13年4月1日文部科学大臣裁定)(以下「国高機能化整備費補助要綱」という。)第2条第1項第2号のうち耐震補強工事の補助対象となる用途に利用する建築物であること。

2 補助対象となる事業は、幼稚園にあつては国幼稚園施設整備費補助要綱第3条第1項第4号のうち耐震補強工事の、高等学校又は特別支援学校にあつては国高機能化整備費補助要綱第2条第1項第2号のうち耐震補強工事の補助金(以下「国庫補助金」という。)交付決定を受けた事業とする。

3 補助対象経費は、幼稚園にあつては国幼稚園施設整備費補助要綱第3条第1項第4号のうち耐震補強工事の、高等学校又は特別支援学校にあつては国高機能化整備費補助要綱第2条第1項第2号のうち耐震補強工事の補助対象とされた経費とする。

4 補助額は、第3項の補助対象経費に6分の1を乗じて得た額と、国庫補助金の確定額に2分の1(国庫補助金の補助率が2分の1である場合は、国庫補助金の確定額に3分の1)を乗じて得た額とを比較していずれか少ない方の額(1,000円未満切り捨て。)以内の額とする。

(申請の取下げ期日)

第3 規則第8条第1項に規定する申請の取下げ期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(提出書類及び提出期日)

第4 規則により定める書類及びこれに添付する書類は並びに提出期日は、別表のとおりとする。

(立入検査等)

第5 知事は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務を行う者と契約を締結するに当たっては、知事が、予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業

場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を附さなければならない。

(財産の処分に係る制限の期間)

第6 この補助事業により取得し、又は効用の増加した施設については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は取り壊ししようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(書類の整備等)

第7 補助事業者は、補助事業に係る補助金の経理を明らかにした書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間これを保存しなければならない。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月25日から施行し、この要綱による改正後の私立学校耐震改修事業費補助金交付要綱の規定は、平成27年度以降の予算に係る補助金から適用する。

別表(第4関係)

条 項	提出書類及び添付書類	様 式	提出部数	提出期日
規則第4条の規定による書類	私立学校耐震改修事業費補助金 交付申請書 1 事業計画書 2 収支予算書	第1号 第2号 第3号	1部 1部 1部	別に定める。
規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により承認を受ける場合の書類	私立学校耐震改修事業費補助金 変更(中止、廃止)承認申請書 1 事業計画書 2 収支予算書	第4号 第2号 第3号	1部 1部 1部	変更(中止、廃止)の理由が生じた日から14日以内
規則第13条第1項の規定による書類	私立学校耐震改修事業費補助金 実績報告書 1 事業実績書 2 収支精算書	第5号 第2号 第3号	1部 1部 1部	別に定める。